

## 平安期の開発に関する二・三の問題

吉田 晶

【要約】 平安期は、それまでの律令国家の条里制施行に代表される国家的な大規模開発から荘園制下の小規模開発への過渡期にあつた。当時の主要な開発の対象は、条里制の遺産として残されていた田代と、体制的にたえず再生産されていた荒廃田であつて、いずれも比較的开发の容易な土地であつた。このような開発対象に対しては、一般農民層も小規模な開発を行ない得るし、またたえずこれを行なうことによつて、治田所有者としての土地に対する権利を強めるとともに、それぞれの地域に定着して階級的な成長を遂げていった。このことが在地の有力者をはじめ荘園領主や国衙などの開発を大きく規定する。本稿では、以上のような視角からこの時代の開発の諸相を考えることを中心とした。

史林 四八巻六号 一九六五年十一月

### 一 はじめに

平安期は、耕地開発の形態という面からみれば、条里制施行に止められるような律令国家が主体となつて行つた大規模開発から、貯水池や中小河川の取水口を設備して精密な用水管理を行う荘園制下の小規模開発への過渡的な時代である<sup>①</sup>。また、農具の点からすれば、牛馬を利用する<sup>からす</sup>が農村内部に普及してゆく時期にあつており、開発主体としては、犁を所有し、下人所従などの隷属労働力を所有

する、一般農民とは区別された当時の中間層である田堵<sup>②</sup>、名主層が主要な役割を担うとされている<sup>③</sup>。

およそ、一時代の開発を総体として把握し、その歴史的意義を考えるとすることは、容易な問題ではない。開発対象としての土地の状態、生産の技術的水準、階級分化の法則、共同体および国家権力のあり方などについての検討を<sup>④</sup>除外することはできないし、しかもそれぞれに複雑な問題が含まれているからである。しかし、逆に開発に視点を据えることによつて、それらの問題を再検討してゆくことも

また可能である。本稿ではこのような方法をとりたいと思う。したがって、個々の問題、とくに国家権力や共同体などの問題については、本稿の全体のなかで特に重要な意義を認めながらも、すこぶる不十分に終らざるを得なかった。それぞれについては別の機会をもちたいと思う。

以上のような課題を考えるための主要な問題として、どのような土地が主として開発対象とされていたか、この時代の一般農民の開発状況とそれを通じて彼らがどのような階級的成長を遂げてゆくか、また彼らの開発が中間層・荘園領主・国衙のそれとどのようにかわりまた規定して行ったか、ということを考えていと思う。

- ① 古島敏雄『日本農業史』（岩波全書）六七・六九・一〇二・一〇五～七頁。
- ② 戸田芳実「中世初期農業の一特質」（『国史論集』一）五四六頁。
- ③ 戸田、前掲論文、五四五頁。
- ④ 石母田正「封建制成立の二三の問題」（『古代末期政治史序説』上）では、階級分化の法則の問題を中心にして、これらについての検討が行われている。

## 二 開発対象と一般農民の開発

それぞれの時代の開発が、どのような土地を対象として

行われるかということは、その時代の生産力の水準をうかがう上ですくなくからぬ意味をもっている。この意味から平安期の開発が、どのような土地を主要な対象としていたかということを考えてみたい。平安遺文に収録された諸史料のしめすところでは、荒野・荒廢田・山林・川成・浜などとすこぶる雑多であるが、これらのどの時代にもみられるものとならんで、この時代に固有の開発対象とされていたものに「田代<sup>たしろ</sup>」がある。平安遺文のなかから田代史料を管見の範囲であげると第一表の通りである。<sup>①</sup>この他、奈良・鎌倉時代等にもいくつかの例があるが、後に考えるように、平安期に主として用いられた地目用語としての実体とは若干ことなっており、平安期の田代には前後の時代とは異なる特質が見出される。

第一表から田代の特徴を概括すると次の通りである。まず地域的な分布であるが、この時代の史料の残存状況から考えて正確を期しがたい点が残るとしても、一応、全国的に用いられた地目用語ということはできるが、幾内に全くなく、関東・九州に少数の例しかなく、大部分は伊勢・紀伊・近江・伊賀・尾張・越前・遠江・備後・安芸・讃岐・

第一表 平安時代の田代史料

	国名	所属	年代		併列地目	包含地目	条里の有無	出典	
			年号	西歴					
1	伊勢	尾張 播磨 その他	延暦	20	801	壘田, 山	荒廢公田 空地	○	20号
2	伊勢	公領	寛弘	7	1009	荒野		○	448号
3	伊賀	築瀬庄	治暦	2	1066	見作田, 荒野		○	1002号
4	紀伊	名手庄 世音寺	嘉承	2	1107	見作, 荒田, 荒島, 島代		△	1070号
5	筑前	観領	大治	2	1127			○	2110号
6	遠江	賀侶庄	大治	4	1129	見作, 常荒, 島代		○	2129号
7	紀伊	石手庄	大治	4	1129	見作田島, 荒田島, 荒野		△	2146号
8	越前	牛原庄	長承	1	1132	荒地		○	2241号
9	紀伊	山崎庄	長承	1	1132	見作田島, 島代, 野, 山		△	2250号
10	伊賀	黒田庄	長承	2	1133	荒島		○	2282号
11	近江	善田庄	保延	4	1138	見作荒野		○	5001号
12	安芸	安芸藤原 領	保延	5	1139	島, 荒野, 栗林, 柚山	見作年 荒	○	2410号
13	讃岐	善通, 曼 奈羅寺領	久安	1	1145	島, 河成	見作年 (見作)	○	2569号
14	伊予	弓削庄	久安	6	1150			○	2709号
15	近江	依知庄	永暦	2	1161	山野		○	3152号
16	下野	箇部保	応保	2	1162	荒野		○	3194号
17	紀伊	神宅庄	応保	2	1162	見作, 島代, 塩浜		△	3234号
18	備後	太田庄	永万	2	1166	見作田島, 島代, 栗林		○	補遺 106号
19	近江	柏原庄	仁安	2	1167	荒野, 川沢		○	3433号
20	遠江	池田庄	嘉応	3	1171	見作, 年荒, 常荒, 島, 野, 浜, 河原		○	3569号

備考

- 1, 条里の○印は地割内にあることのアきらかなもの、△印は地域的に地割のあったと予想されるもの。
- 2, 出典の番号は平安遺文書番号による。

伊豫などの畿内周辺のいわゆる中間地域に主として分布していることが特徴的である。第二は田代のほとんどが条里制地割と密接な関係をもち、条里地割内の一つの地目であったことである。

全体として右のような共通性をもちながらも、実質的な地目としては同じではなく、大別して三つの型に分類できる。A型は、多度神宮寺伽藍縁起資財帳(平安遺文書二〇号文書、以下文書番号のみを記す)にみられる。

(前略)

尾張国壘田并田代三十五町八段四  
十歩

海部郡十三条馬背里一町三段  
田代葦原三十四町五段四十歩

荒廢公田一十六町五段四十步常荒八町一反  
今荒八反四十步

六年佃還公 空地一十八町<sup>③</sup>

(後略)

右の史料によると、田代は墾田と區別される地目であつて、そのなかに常荒・今荒を含む荒廢公田と六年佃還公<sup>④</sup>の空地という、現に耕作されていない土地をさすものである。右の外に同史料の伊勢国の田地の項には、「田代野二所」という表現があるが、このばあい前者とはことなつて、かつて耕地化された歴史をもたない未開地をさすと考えられる。一般に、墾田と稱される土地には、開発して耕地として利用されている治田と、未開のまま放置されている土地との両方が含まれていることはよく知られた事実である<sup>⑤</sup>が、右の史料での田代と區別して記載されている墾田は、治田の意味をもっていると解釈すべきである。奈良時代の唯一の田代史料である天平十九(七七七)年の大安寺伽藍縁起并流記資財帳(寧樂遺文三七八〇九頁)に、「開田」と「未開田代」を區別して地積をしるしている。墾田一般は必ずしも治田と同じではないが、田代と區別される限りでの墾田は開田と治田と同様の意味に解釈してさしつかえないので

ある。

以上のことから、A型の田代は荒廢公田や六年還公の空地などのかつて開発された歴史をもつ土地とともに、未開田代や田代野などの耕地化の歴史を持たなかつた土地をも指示する地目であつて、既開・未開を問わず耕地として利用じうる可能性をもちながら、現在水田として利用されていない開発予定地の総称であつたといふことができる。この点は、次のB型の田代が既開地を含んでいないといふことからみて、地目用語としてはなお未分化なものであるといふことができる。

B型は十一・十二世紀にもっとも数多くみられるもので、地目としては独自の内容をもっている。嘉承二(一一〇七)年の名手庄に関する官宣旨案(一六七〇号)によつて例示すると次の通りである。

左弁官下 紀伊国金剛峯寺

応<sup>天</sup>以<sup>管</sup>那<sup>賀</sup>郡河北字名手村田畠地利、永<sup>宛</sup>大塔仏聖灯油料事

田四十一町一段三十步

見作三町一段三十步

荒田八町

田代三十町

島八十二町二段

見作十二町二段

荒島十町

島代六十町

（後略）

竊の史料と第一表の併列地目の項をあわせて考えるなら

ば、B型の田代は大きくは「田」のなかの地目の一つで、

島地一般・山林・原・川成などと区別されるが、一方では

見作田・荒田・年荒とはことなつたものとされる。この点

からみれば、B型田代は耕地化のための人力が全く加えら

れていない荒野や原などとはことなる水田予定地であるが、

荒田と区別されるように耕地化されることのなかつた土地

ということになる。<sup>⑥</sup>このような地目は具体的にどのような

土地であろうか。ここで田代が条里地割と密接な関係をも

つということが想起されるのであって、条里地割内の水田

予定地というのがB型田代の具体的な存在形態なのである。

かつて古島氏は条里地域に未開地がすくなくなつたこと

を指摘されたが、B型田代は平安期におけるそのような未開地の一つであつたわけである。

前掲史料に「島代」という地目が見えるが、右の田代に

関する考察を援用するならば、条里内の島としての開発予

定地を指示する用語である。条里地割内にありながら両者

が区別されるのは、おそらく灌漑の便の有無によるもので

あろう。平安期に未開地を「水便に随つて」開発したこと

を示す史料がすくなくなく（たとえば一九八・二二二・五七三号）、

灌漑の便があるにもかかわらず、未開のまま放置されてい

た土地のあつたことを示しており、このような土地がB型

田代にはかならない。

C型田代は、そのなかに見作田や年荒田を含んでいて特

別の地目ではなく、田地一般の総称となつてゐるものであ

る。久安元（一一四五）年の讃岐国善通寺曼茶羅寺々領注進

状（二五六九号）によつて例示すると次の通りである。

（前略）

一善通寺

仲村郷五十九町五段

田代二十町三段六十歩

見作九町九段百八十歩

年荒十町三段二百三十歩

島<sup>(マ)</sup>三十八町七段百二十歩

作麦十九町一段三百歩

年荒十四町二段六十歩

(以下略)

右のような用法での田代はすでに特別の地目ではなく田地の総称となっている。平安期にはすくなく鎌倉中期以降はむしろ一般的となり、今日では田代といえばC型の意味に理解されるにいたっている。<sup>⑤</sup>

以上のような田代とよばれる地目の具体的な内容の変化は、平安期の開発の進行と対応するのであり、それ以外にこのような変化の理由を求めることはできない。A型とB型はともに不耕地で地子その他の官物は課せられない。したがって公的な負担体系からみればA型からB型への変化を説明することはできない。A型からB型への変化は負担体系などの公的理由からうまれたのではなく、この時代の農民が開発を前提にして主体的に未開地に向きあっていたというところにその理由を求むべきであろう。開発予定地が

水便の有無によって、田代と畠代に区別されていることなどは、右の事情を示すものである。

B型田代は、さらに二つに区分することができる。第一の型は紀伊国にしばしばあらわれるもので庄(村)域内の広大な面積をしめる形態である。これを表示すると第二表の通りである。これらの庄は坪毎の耕地状況を示す史料を欠くため、田代の存在形態は不明であるが、耕地化率の低さからみて、一円性をもちながら教簡所に存在したと推定される。これに対して第二の型は遠江国に典型を求めることができる。質侶庄(牧)では田地二〇八町九段余のうち田代一七六段で約八% (二二九号、池田庄では三八五町四段余に対して六四町一段余で約一六% (三五九号) となっていて、紀伊にくらべて田地内での占める比率は低く、坪付からみると各坪毎に小規模に散在する傾向を示している。<sup>⑥</sup> このような二つのB型田代のあり方は、当然、田代に対する開発の進行をしめすもので、第一の型から第二の型へ移行しやがて田代全部が開発されるにいたる。この段階になると田代はそれまでの開発予定地として意味を失って、田地の総称としてのC型に移行する。B型の第一の多かった

紀伊国で文永一〇(一二七三)年の阿豆川上荘の田地が、

合田代。三七町四段二〇歩

常々荒 一一町七反四〇歩

常荒 三反半

年不作 四町一段一〇〇歩

河成 三〇〇歩

第二表

庄名 区分	名手庄 (1670号)	石手庄 (2146号)	山崎庄 (2250号)
田地面積	41町1反30歩	88町2反210歩	114町6反250歩
見荒	3町1反30歩	29町5反308歩	73町4反250歩
田代	8町	9町2反262歩	
	30町	50町	41町2反
畠地面積	82町2反	20町3反82歩	60町 60歩余
見荒	12町2反	16町 190歩	35町 60歩
畠代	10町	4町2反252歩	
	60町		25町余
荒野		110町	
田地に対する 田代の比率	73%	56%	36%

作田 二二町一段二二〇歩

除田 九町八段六〇歩

と記載されるようになってきていることは、右の事情を如実に示している(高野山文書卷五の六五一頁)。もとより当時の開発は全田地の安定耕地化ではない。常々荒・常荒・年不作などの不耕地を含む粗放な開発である。このことは十分に考慮されなければならないが、B型田代からC型田代への変化という事実には注目しなければならない。

以上の考察から、B型田代を中心とした田代史料の地域的分布の特徴もおのずから明らかであろう。畿内に田代史料のみられないのは、B型田代が全国的に地目として用いられるにいたった十一―二世紀には、すでに条里地割施行地域の開発が、そのなかに荒田や年不作を含む粗放な形態をとったとはいえ、すでに一応はほぼ終わっていたという事情に求めることができるであろうし、辺境地域にみられないのは、史料の不足によるとはいえ、条里制施行が不徹底のままに放置されていたということを推定させるものである。中間地帯における田代の語義の変化は、古代的な律令国家による条里制開発の粗放な完成が平安期を通じて進行

したということを示しているのである。

右のように田代の語義の変化と開発の関係を考えることができるならば、平安期の開発に関する先行研究に若干の補足を行う余地があると思われる。古島氏は十世紀初頭に編集された倭名類聚抄のしるす全国総田数と室町初期の拾芥抄のそれとを比較して、約四百年の間に八万四千町余の増加にすぎないことを注目して、この期間の開発の停滞について考察された<sup>⑩</sup>。戸田氏は十世紀末から十一世紀中頃にかけての柴山寺領の見作田の変動を検討して、倭名抄の田数には年荒<sup>⑪</sup>不安定耕地も含まれていたのではないかと推測し、中世初期農業が一定量の安定耕地を基礎にしながら不安定耕地の安定化をはかりながら、荒地に向って伸縮しつつ外延的に発展する形態をもつことを指摘して、開発の意義を重視している<sup>⑫</sup>。田代の語義の変化の検討からすれば、右の戸田氏による古島氏に対する発展的批判は正しいと考える。もとより倭名類聚抄と拾芥抄の田数算定の基礎となつた材料がどの程度の正確性をもちうるか、また田として認定する基準が同じであつたかなどについては不明であり、両書の田数には信憑性を期し難いものがあるが、古島氏の

ようにこの期間の開発を低くみつもる必要はないと思われる。

さらに「水便」のある未開地の存在ということとは、平安期の開発のあり方について、次のような関係を考慮させるものである。その一つは、大規模な労働力の集中使用を前提とする貯水池や堰溝の造築をかならずしも必要としないため、小規模開発が可能であるということである。「依<sup>レ</sup>有水便<sup>ニ</sup>」よつて開発された若干の例はこのことを示している。播磨国某庄の延喜五（九〇五）年の開発は十三カ坪にわたつて各坪の本田に接続して二町六段余をひらいたものであり（一九八号、東寺領大山庄の延喜十五（九一五）年の開発は三カ坪（うち二坪は連続）のそれぞれの本田に接続する未開地をひらいて溝作としたものであり（二二三号）、筑前国観世音寺の市町畠のなかにある開発田二段も同様に考えられる（五七三号）。これらの水便ある未開地<sup>⑬</sup>「田代——以下田代はB型をさす——は小規模開発の可能な土地であり、条里地割の施行は、平安期にこのような開発対象を広汎に残していたのである。

その二は、田代の耕地化に適応した生産要具は、その労



働の性質からみて表土の掘起を効果的に行うための属性をそなえた畜力を利用する犁であったことは、ほぼうたがえないところであろう。犁が当時の農村の中間層としての「田堵・名主層」に普及しつつあったことは先行研究にあきらかたで、彼らが田代開発の主要な担い手となったであろうことは推測にかたくない。だが同時に田代は鋤・鍬などを使用する人力による開発のもっとも容易な未開地でもある。しかも鋤・鍬は奈良・平安初期においてはひろく一般農民層にまでも普及していたのであって、彼らもまた田代開発の担い手でもあった。犁などを利用するばあいに比較して、鋤による開発はあきらかに能率的ではない。だが、これら一般農民の開発は小規模ながら、相当にすすめられていたことに注目しなければならない。有名な天平神護二（七六六）年の越前国司解（寧楽遺文、六六二―六八九頁）とこれに関連する数通の墾田売券（同、中巻所収）では、戸主外の房戸主や戸口の開墾と墾田所有のことはよく知られた事実であり、九世紀の近江国愛智郡大国郷・八木郷の墾田所有（平安遺文 第一巻所収）も同様である。もとより、彼らが開墾田を保持してゆくことは決して容易なことではなく、

正税などの公的負担のため売却することも屢々であったし、王臣家や在地の富豪層に横奪されることも多かった。だが、そのような社会的条件のもとで、犁を持つにはいたらぬ一般農民の小規模開発がたえず行われていたことを重視しなければならない。政治的・社会的に無権利であったが故に、これらの開墾田がつねに王臣家寺社富豪等に吸収されてゆく傾向をもってはいたが、一般農民の開墾田のすべてが吸収されたのでもなく、また吸収された後といえども彼らがかつての開墾田に何らの権利をも持たなかったのではない。このことの意義を正しく把握することは、平安期の開発を考えるために極めて重要であると思われる。

以上、田代の意味を検討して、平安期の開発が条里制地割内の灌漑の便のある比較的开发の容易な土地を対象とするばあいの多かったこと、これらの開発が畜力を利用する犁耕にもっとも適していて、このような生産手段を所有する農民階層「田堵・名主層」は開発の指導的役割を担い得たと考えられること、一方、田代は鋤などの人力による開発のもっとも容易な土地でもあり、一般農民層の開発対象として小規模な開発がたえず行われる土地でもあった

ことを考えた。つぎに、一般農民の開墾田に対する権利関係の変化の過程を荒廢田の再開墾のばあいを中心に考えたと思う。

公地公民制の原則に立脚する律令制では、開墾は国家の行うべき事業とされ、王臣家以下農民にいたるまでの諸階層は国家の開墾した耕地を分与さるべきものとされ、令制では諸階層の行う開墾に関する規定を含んではいない。令制の開墾に関する規定としては、田令荒廢田条が唯一のものである。一般農民にも関係するのは、公私田の荒廢三年以上のばあいに官司の許可を得て再開墾・耕作するものであつて、私田は三年、公田は六年を経過すれば本主や官へ返還するとある条文である。極めて限定された耕作権が荒廢田の再開墾に対してあたえられた権利であつた。このような律令の原則の変更に養老七（七三三）年の三世一身法とそれの発展としての天平十五（七四三）年の墾田永世私有法であつたことは周知のところである。

ところで、墾田に対する権利には売買や質入れなどの権利が伴つており、この点からそれが所有権であるとされている。たしかに自由処分認められているという点からみ

れば墾田主の墾田に対する権利は所有権であるとみても差支えない。だが、所有権の内容は歴史的にそれぞれの性格を異にしている。墾田所有の場合もまたそのような歴史的性質に規定されていた。天平十五年格に「若受<sub>レ</sub>地之後至<sub>二</sub>于三年、本主不<sub>レ</sub>開聽<sub>一</sub>他人開墾<sub>二</sub>」という規定がある。つまり、官司によつて墾田たることを認められた土地でも、現実に開墾し耕作するということがなければその権利は否定されるわけである。墾田に対する権利とは現実の農業経営がその土地において行われているということによつてはじめて保証されるのであり、このことは政府の開墾奨励政策として格が出されている事情から当然のことではあるが、墾田所有の歴史的性質を考える上で無視するわけにはゆかない。つまり、墾田所有権とは、農業経営の実施という事実にもとづいた経営の対象としての排他的独占であり、経営を離れて土地そのものを権利として所有するのではない。したがつて、他人の墾田地であっても「三年不耕」の地であるということを理由にして横奪することは、すこぶる合法的な行為でさえもあつたわけであり、非力な一般農民の墾田所有は、たえず横奪の危険にさらされていたのであつ

た。

以上のような荒廢田の再開発や墾田に対する権利のあり方は、九世紀を通じて次第に変化してゆく。天長元（八二四）年八月廿日格（類聚三代格所収）では、三河国において荒廢公田の再開発を行ったばあいに、令制の六年還公を改めて一身の間の耕食を認め、もし開發者が早死したときは死後六年間は家族の耕食を許すこととなり、貞觀十二（八七〇）年十二月二十五日格（類聚三代格）ではこれを三河国だけにとどめず、全国的制度にまで拡大した。当時の生産技術が見作と年荒を繰り返かえず不安定耕地を多く含む段階であり、しかも律令国家の収奪がたえず農民の逃亡や浪人の発生をもたらししていた状況のもとでは、荒廢田はいわば体制的に再生産されていたのであって、農民の開發が田代とやらんで荒廢田の再開発に向けられていったであろうことは推測に難くない。右の二つの格はこのような状況のもとで出されたものであった。その後の律令体制の解体にともなうて、死後還公の原則は有名無実となり、これらの格は開發後の治田所有または治田寄進後の作手所有の権利を規定するものと理解されるようになってゆく。平安末期の例

ではあるが、長寛二年（一一六四）の某莊田堵大江依行解（三三〇号）では、母の時に荒野を開発した事実をあげて、開發地に対する寄進後の作手所有を主張するにあたって「天長元年格」をその根拠としている。この格はさきに見た天長元年格をさすと考えられる。このような天長元年格の引用は正しくなく、むしろ天平十五年格をあげるべきであるが、このように誤解されているという事実自体にむしろ意義がある。<sup>⑩</sup>つまり、律令国家の解体にともなうて、当初の死後還公の規定はすでに問題ではなくなり、荒廢田の再開発は開發者の永世私有を当然とするように変化してゆくのである。

墾田については、寛平八（八九六）年四月二日格（類聚三代格）がある。山城国の諸郡司の解にもとづいて、諸郷の百姓らが荒廢田や空閑地を墾田として立券した後には、その土地の全部を開発できずにいるのが当時の通例であったことをのべ、王臣家らが天平十五年格にいう三年不耕の場合の規定を利用して農民の開發途中の墾田を横領する現実にもとづいて、もし一町のうち二段を開発していたならば三年不耕地改判の規定を適用しないこととした。この官符にい

う「諸郷百姓」が富豪層などの有力農民ではなく、九世紀の一般農民であったことはあきらかである。天平十五年格はさきぎに考えたように、墾田地全体に対して現実に開墾經營が行われているということが、墾田所有の客観的根拠とされていた。この格では一たび立券されるならば十分の二の経営で十分であり、他の未墾地に対しては権利としての所有がみとめられるにいたっている。このような法令を利便して積極的な墾田所有を展開するのは、おそらく一般農民ではなく王臣家以下富豪層であろう。だが、この法令の基礎となったのは、一般農民の墾田開墾の進行とその所有に関する切実な要求とそれとたかいかであったことを認めなければならぬ。さらに、王臣家以下の荘園所有もこのような一般農民の開墾に負うところの多かつたことも事実である。貞観十八年（八七六）の近江国愛智庄定文（一七二号）によれば、同庄の庄城拡大は庄自身の開墾によるのではなく、庄の行ふ出挙によって得られた利益を「治田買加料」として支出して周辺の農民の治田を集積することを主としていたことが知られる。このことは、一般的には「買得型荘園」の成立を示すものであるが、このような荘園の成立

が一般性をもつてくるといふこと自体が、一般農民の零細であるとはいえ不断に続けられていた開墾と治田所有の事実を示すものである。

律令的な班田農民と十世紀以後の王朝的農民との間にはいくつもの差異をあげることができるのであるが、その一つに耕地に対する権利関係の差を重視しなければならない。王朝的農民の典型はいわゆる「弱小田堵」とよばれる階層<sup>⑧</sup>であるが、彼らは耕地に対して二つの異った関係をもっている。一つは荘田または公田を請作するという側面であり、<sup>⑨</sup>他は治田の所有者であるという側面である。この二つは統一的に理解さるべきものであるが、班田農民との差異という点からみて、重視されるのは治田主であるという側面である。請作においては一年毎の契約ということに示されるように、請作地に対する所有権ははじめから問題にならない。それは班田農民の口分田耕作における法的な無権利との共通性さえもっていて、請作は王朝的歴史条件のもとでかつての耕地に対する班田農民の無権利が再生産されたものといふことができる。田堵が班田農民とことなる決定的な要件は治田所有者であるということである。このことが庄公

両属という二重の隸属関係をもちながらも、なお自立的な農業経営者として存在しえた客観的理由である。しかも、治田が原則的には開発によって所有されるということからみて、農民の零細かつ散在的な開発の問題は、その規模の点や政治的・社会的な劣弱な地位のために治田の所有が不安定であるということによって軽視されてはならないのであって、律令的班田農民から王朝的田堵農民への転化をもたらし基本的要因としての歴史的意義を与えられなければならない<sup>⑩</sup>と考える。

それだけではなく、一般農民の開発の問題は彼らの階級分化のあり方をも規定していたと考えられる。律令的収奪と生産技術上の水準から荒廃田がたえず体制的に生み出され、また条里地割のなかに田代が広汎に存在していた農村景観のもとでは、開発は日常的な課題であると共に農業経営安定のため不可欠の条件でもあった。このような課題に対応する農業経営の構造は、小家族の分立Ⅱ単婚家族による経営ではなく、開発のために一定度の労働力の集中的使用を可能とするものでなければならぬ。既耕地の連作経営という限りでは小家族経営の可能な生産技術に達しなが

らも、既耕地自体が見作と年荒を繰り返さなければならぬ不安定耕地であり、しかも経営の拡大と安定化をはかるために年荒地以外への彼ら自身によって開発の可能な田代や荒廃田への開発がはからなければならないばあい、数個の小家族をそのなかに含む家父長的家族共同体、あるいは下人・所従などの隸属的労働力を含む家父長的農奴主の構造は必然的<sup>⑪</sup>でさえある。この点でも平安期の開発は注目されなければならないと思われる。

- ① この表の作成にあたって岩本次郎・河野勝行氏の教示をえた。なお脱落があるかも知れないが以下の所論の大筋には影響しないと思う。
- ② △印はいずれも紀伊国那賀郡に属する。谷岡武雄氏の「紀ノ川流域の条里の復原によれば」(藤岡謙二郎編『河谷の歴史地理的研究』)那賀郡の東西の名草・伊都両郡の条里の遺構はたしかめられるが、那賀郡については不明である。だが、古くから開かれたこの地域に条里制が行われなかったと考えることは特別の理由でもない限り困難である。
- ③ 以下、史料中の「一」は「一」、「二」は「二」というように改める。
- ④ この史料は、田令荒廃田条にいう荒廃公田の再開発は六年を経て還公する規定の実際に行われたことを示す数少ない史料の一つである。
- ⑤ 田井啓吾「田堵について」(『歴史学研究』四三三号)。
- ⑥ 敵直にいえば、荒廃田が長く放置されてかつて耕地であったことが忘れられた土地も田代と表現されるものもありうる。
- ⑦ 古島前掲書 六七頁。
- ⑧ 新村出「広辞苑」田代の項。

⑨ 坪並を圖上に復原すると連続するものもあり、実際の景観は坪付で読みとるものよりも散在度は低い。とくに池田庄においてそうである。

⑩ 古島前掲書一〇二—一〇三頁、なお村尾次郎『律令財政史の研究』で諸書の本田数から校訂数を出しているが、坂本賞三氏の批判する様にその行論に疑問がある。(十世紀王朝国家土地制度とその崩壊)『史林』四八一—五、註⑭参照)。

⑪ 戸田 前掲論文。

⑫ 官符をあげてその権利を主張する大江依行解は平安期の田堵の文書でも異色のもので、とくに三百年程以前の格を引用していることは、彼がたんなる農民ではなく若干の法令の知識をもつ人物であることを示している。

⑬ 村井康彦「名成立の歴史的前提」(『歴史学研究』二二五号)では、名成立の視角からこの格を論じている。

⑭ 黒田俊雄氏は田堵を「農業経営を専ら業とする者」の意に解し、そのなかに種々の階層が含まれているとされた(荘園制の基本的性格と領主制)『中世社会の基本構造』所収)。この指摘は正しいと思う。だが同時に田堵とよばれた農業経営者のあり方は、時期的に変化していることも注意されてよい。大つかみにいって、九・十世紀の田堵は十一・十二世紀の大名田堵と階層的にはほぼ一致する有力者層に附与された称呼であり、十一・十二世紀の貧僻田堵・小名田堵などよばれる階層は、それ以前には田堵と呼ばれていなかった。有名な尾張國解文において、農民を「田堵百姓」と連称する反面、第十六条には田堵に対する特別の負担がかけられていることは、右のことと関連している。同じく田堵とよばれても、その内容は時期的に区分することが必要であると思われる。これらの点については別稿に論じたい。補註参照。

⑮ 清水三男「田堵の性質」(『日本世の村落』)、村井康彦「田堵の存在形態」(『古民国家解体過程の研究』)。

⑯ 田堵の歴史的性格を明らかにする上で、村井氏が前掲⑮の論文で主として解明された「散田・請作」の側面はすこぶる大きな価値をもっており、この点について異論はない。ただこの側面を重視された結果、氏もみとめられている治田主としての側面の比重が軽くなり、九・十世紀段階での田堵が下級官人の経歴をもつ農村内の有力者層であったという側面が忘れられていることは否定できない。班田農民から田堵への変化・生長を考えようとするならば、請作のもつ意義をみとめつつも、彼らが治田主として存在したという側面を基本におかなければならないと思う。

⑰ 戸田 前掲論文。

### 三 大名田堵の開発

従来から平安期の開発の主要な担い手として注目されているのは、牛馬や犁・下人所従などの隷属労働力・多くの蓄稲などを所有する「小名田堵」とは区別された、「大名田堵」層である。①ここでは一地域について比較的多くの治田とその所有者を記載する天曆七(九五三)年の伊勢國近長谷寺資財帳(二六〇号)を手掛りにして考えてゆきたいと思う。近長谷寺は仁和元(八八五)年に正六位上の位階をもち得度して観勝の法名をもつ飯高宿禰諸氏が内外の近親にすずめて建立した寺であって、資財帳には治田約十町・垣内廿

二処・畠若干とこれらを寄進した三十四名の人名が記載されている。飯高氏は伊勢国の郡名を称しているところからも、古くから同国において勢力をもつ有力な地方豪族の一つであったことはあきらかであろう。奈良時代には中央との関係も深く、後宮の職員(采女・命婦)となるものや、造東大寺司の下級官人として活躍する例もあり、平安初期には諸国の受領を歴任する人物もあって、中央での地位は決して高くはないが地方に基盤をもちながら中央の中級または下級官人となるという、八・九世紀の地方豪族層の典型的な一例をしめしている。このような飯高氏の一族である諸氏が「内外近親」にすすめて建立したのであるから、治田や垣内などを寄進したもののなかに、この地域に声望をもつ有力者層が少からず含まれていたであろうことは想像にかたくない。事実、寄進者なかには土佐掾・相可大司・多氣郡校校・大宰師御監・前々斎宮寮大允などの職名をもつものがあり、貞観元(八五九)年の近江国依知庄検田帳(二一九号)の前伊勢国宰依知秦公安雄や遠江国掾同乙長らが田堵とよばれている点からみて、九世紀において田堵としてあらわれる有力な農業経営者というのが、寄進者の多くが属

する階層であつたろう。したがって、この資財帳からは、さきにもた一般農民層の開発とはことなつた大名田堵層の開発や治田所有のあり方を考えることができるわけである。

資財帳所載の寄進地の多くは榑田河中流域にあり、附近には有名な大國・川合庄も存在する。この資財帳の特色の一つは約六十筆におよぶ治田・垣内・畠の四畠の土地状況を記載していることで、治田や垣内がどのような土地に設定されていたか、いいかえればどのように開発がすすめられていったかがうかがえる点にある。とくに多氣・飯野両郡の条里は谷岡武雄氏によって復原されており、右のような考察をすすめるためにすこぶる有益である。治田を四畠の土地状況との関連で検討するとき、すこぶるアトランダムな様相を示していることを指摘できる。大づかみに分類すると次の通りである。

第一は垣内や宅に隣接するものである。

多氣郡十六条四疋田里19・20・30坪や同条五相可里31・32坪は、榑田河南岸の自然堤防に接する地域であつて、多くの垣内や宅が営まれており聚落の存在したことが明らかであるが、この地域に可成りの治田がある。<sup>⑥</sup>

第二は公田と隣接するものである。

多気郡十六条四疋田里2坪の麻積在子の二段の治田は東西北三方を公田にかこまれ、同郡十七条一判田里33坪の大  
中臣良扶の二段の治田も同様である。

第三は他の治田主の治田と隣接するものである。

多気郡十七条二判田里6坪の日置畠布町の一一般や、同郡十六条四疋田里19・20坪にまたがる麻積在子の一段などはその例である。

第四は未開地と隣接するものである。

この例はすこぶる多いが、多気郡十六条一当恵里12・13坪の飯高常実の六段は東・南で岡と接し、同郡十七条一判田里27坪の大中臣良扶の一段は東・西に岡と接し、その他に三方を岡にかこまれるものもすくなくない。

以上を通観して、当時の治田が聚落の近辺や公田などの一般的には一応開発されたと考えられる地域にも不規則に点在する事実を指摘できるのであって、このことは条里制地割のなかに荒廢田や田代が入り組んでいて、有力田堵層の開発もこのような不耕地の耕地化の方向をもっていたことを物語っている。また、所有者を異にする治田が集中す

る傾向や未開地と隣接するという傾向は、開発が必ずしも孤立に行われず、周辺農民との共同作業をとめないながら、条里内外の未開地に向ってすすめられることのすくなくなくなったことを示すものである。<sup>⑦</sup>

この資財帳は特定個人の治田・垣内所有の全貌を考えるための史料ではない。だが、一人で十二筆（うち二筆は隣接するから実際は十一筆）を寄進する本願主飯高諸氏については、その大体の傾向を知ることができる。彼の寄進地は第三表の通りであるが、次の二点を注目したい。第一は、櫛田河下流の伊勢平野の中心部から上流に近い地域までの広汎な地域に分布していることである。あきらかに郷や村などの村落的規模を越えており、飯野郡全体にまたがっている。第二は四段前後の地積をもつのは三筆程で、他は二〜一段またはそれ以下であり、小数の比較的大きな地片と多数の小地片からなるという傾向である。このことは資財帳の他の治田にも共通している。約二町が一地域に集中する橋高子のばあい<sup>⑧</sup>は例外であるが、六段から四段ほどを一筆とするものは少数であり、二〜一段またはそれ以下の地片が大部分である。



第三表 飯高宿禰諸氏寄進一覧

	種類	面積	条 里 坪				備 考
1	治 田	1反	飯野郡	6条	3里	4坪	東野、南大川、西北治田 東治田、宅垣内、西治田、畠 東南林、西治田、北溝 東南公田、西北川 東南北道、西治田
2	〃	3反 300歩	〃	〃	〃	30	
3	〃	1反 300歩	〃	14	5	23	
4	〃	1反 半	〃	〃	4	34, 35	
5	〃	2反 200歩	〃	16	2	16	
6	〃	2反	〃	〃	〃	〃	
7	〃	100歩	〃	17	4	20	
8	〃	300歩	〃	18	2	10	
9	〃	200歩	〃	〃	〃	13	
10	〃	4反	〃	19	3	23	
11	〃	4反	〃	20	2	12	
12	垣 内	1処	〃	中万郷、宮守村			
備 考	①8と9は1筆 ②5と6は同坪にあっても1筆ではない						

郷または村をこえて一郡的に散在し、かつ小数の大地片と多数の小地片からなるといふ諸氏の治田分布の形態は、当時の大名田堵の治田所有の共通の傾向であった。仁寿四（八五四）年の紀伊国在田郡司解（一

一五号）は同郡擬大領紀宿禰真貞の新田畠を記載しているが、それらは和佐村・丹生村・大豆田村・在野村・小嶋村の各村に分散すると共に、畠一町を別とすれば、五段一筆・四段一筆・三段一筆のほかは大部分が小地片である。さらに、高尾一彦氏の復原された貞観十（八六八）年の段階での近江国大國郷の依知秦浄男の買得治田も「十四筆計二町二反三〇四歩であるが、そのうち、十条五里と十条六里の境に約一町近くと十二条七里に約六反近くが集中しているほかは、まるで散在している」<sup>⑤</sup>のである。真貞の場合は「新田畠」とあつて開発による取得をうかがわせるものがあり、浄男の場合は買得を主とするとの差はあるが、ともに治田所有が散的であり少数の大地片と多数の小地片からなるという傾向はかわらないのである。このような傾向は、八世紀に私財と私有労働力を投入して大規模な灌漑工事を行つて開発した生江東人が、足羽郡内に一円的な墾田を所有していたことと対象的である（靈業遺文 六八八頁）。

右のような九世紀の大名田堵層の治田所有のあり方は、治田所有の前提として開発が生江東人のばあいのように大規模な灌漑工事を行うものではなく、当時の条里地割内の

耕地化が十分にはすまず、荒廃田や田代が既耕地と入り込んで存在しているという状況のもとで、彼らの開発がさきに考えた一般農民の開発と同様にこのような不耕地に向けられることの多かつたことを物語るものである。比較的开发しやすい良田となるべき土地をえらぶばあいに、治田が散在性・小規模性をもつことは、むしろ当然でもあるだろう。このことはまた当時の開発の労働力のあり方とも関係する。やや年代は下るが保安四(一一二三)年の和泉国池田郷の兼貞珍光時論田勘注案(一九九九号)によれば、光時は「下人垣内」を切り開いて大藪田四段を所有していた。つまり、下人をその所領内に植えつけて開発と耕作にあたらせているわけである。資財帳の治田と垣内の寄進以前の関係について、右のような関係を確認することは困難であるが、一郡内に分散する治田の開発や耕作が、光時のばあいのように下人の植付けによって行われた可能性は十分推定できる。この外、諸氏の治田成立に買得行為も予想できるが、このばあいは当然散在性・零細性をもたざるを得ない。

右のような小規模な散在治田のほかに、橋高子の一族の

ように二町に達する一円的治田も存在する。このような治田が開発によってもたらされるばあいには、下人・所従などの隸属労働力を集中的に投入するという形態がとられたであろうことは、ほぼうたがない。そして、このような治田の耕営が大名田堵層の農業経営の基盤でもあった。新猿楽記の田中豊益の有名な叙述や田植に関する枕草子の有名な記述などからうかがえるのは、一円的な耕地に対する労働力の集中使用という形態であって、このような農業経営を行いうるということが、彼らの一般農民の経営に卓越した先進的経営者であった所以でもあった。

以上のような開発と経営における二つの側面の統一が平安初期の有力田堵層の特質である。彼らの階級的性格を奴隸制とみるか、農奴制とみるかは議論の別れるところであることは周知の通りであり、この点については別稿において検討する。だが資財帳からうかがえる限りについてはいえば、寄進された垣内は、その後寄進者またはその子孫とは異なる人物の居住を明記する例もあって、垣内の居住者はさきに見た珍光時のばあいのように下人である可能性がつよい。下人を自己の支配する垣内に植付けてゆくとい

う形態をもつ限り、下人と所有者との関係は農奴制的關係を基本としていると考えてよいと思う。<sup>⑩</sup>このような下人が比較的大きな地片の開発や経営に駆使されたばあい、その支配が如何に苛酷な形態をもつとしても、農奴制的な性格をもっているということができると思う。

ところで、右のような有力田堵層は村落に基盤をおくものではなかった。生江東人のような私力による大規模な用水路建設とそれによる灌漑支配という要素をもたず、しかも治田・垣内は村落の規模を越えて郡内に散在する。このことは、先述のように一般農民がたえず小規模な治田を開発し自己の経営の安定と発展を指向している状況では、これらの農民に農奴的支配をおしひろげようとする彼らの運動法則にとって必ずしも有利ではない。むしろ兩者の間にきびしい矛盾があったと考えるべきである。灌漑においてそれぞれの地域を制圧できず、村落に対して外在的である彼らにとつて、その支配的地位を確保する道は、私出拳などの土地支配以外の面から農民を支配しさらに債務を通じて下人化してゆくこと、あるいは上級の権力を結合して在地での権威を確立することである。<sup>⑪</sup>この時代の田堵が中央・

地方の下級官人となることはひろくみとめられる現象であるが、そこには、右のような一般農民と彼らの対立と、彼らの運動法則のさけがたい矛盾の存在していたことを考えなければならぬ。

右のような矛盾がどのように解決されてゆくかということとは、十一世紀の基本的課題の一つであるが、開発という点に限定するならば、二つの傾向にわたることができよう。一つは伊賀国名張郡の築瀬村に本拠をもつ在村の刀禰である丈部為延のばあいであり、他は越後国頸城郡の石井庄で比郷から来住して田堵となり庄司と密接な關係をもついた古志得延のばあいである。

築瀬村は国衙と東大寺と在地の名主との複雑な勢力關係が入り組んでいただけでなく、さらに公民と出作柚工という系統を異にする住民が居住していて、村落の結合も十分ではない村落であった。このような村落の刀禰である為延は村落全体を支配する程の権威をもつてはいなかったと考えられる。<sup>⑫</sup>彼は元興寺の僧から治暦二（一〇六六）年の下文（一〇〇二号）によって、もと藤原実遠の所領であった「田代荒野」の開発を宛行されるが、その条件は次の通りであ

った。(1)開発後三ヶ年の地利を免除し、それ以後は(2)官物の国庫への弁済、(3)反別一斗の加地子の領家への弁済、(4)開発地の作手は為延の子孫の相伝を認める。つまり完全な請負開発であって領家は反別一斗の低斗代の地子を得るにすぎず、実質的には為延の土地支配を大幅にみとめているのである。また、この開発地がそのなかに十七町余の見作田を含む一円地であったことも注目される。以上のような開発条件からみて、開発に必要な物的・人的要件が為延自身によって準備されるものであったことは、明らかであろう。彼はかつてこの地の領主として覇をとなえた実遠とはことなつて、村落に基盤をもつ有力田堵層であった。

為延の型に類する開発の例は他にもみられる。寛弘七(一一〇一)年の石部千吉請文(四四八号)では、伊勢国度会郡二見郷の田代と荒野の開発を刀禰の証判を得て郡司に申請して許されている。石部氏は伊勢神宮の遙宮である滝原宮の内人の氏族で、奈良・平安期に御贄を神宮にすすめたり、滝原宮に宿直したりした下級の神官であつて、中央や地方の官人となつた九世紀段階の有力田堵とは系統を異にする神人であつた。また、伊勢国二見郷では長曆三(一一〇

三九)年の僧長恵空閑地請文案(五七三号)によれば、空閑地の葦原を刀禰福時が一度開発し、後に長恵が改めて開発している。千吉や福時や長恵らの開発が申請者の私力によるものであること、彼らが刀禰またはそれに準ずる新しい有力田堵層であること、さらにいづれも一円地の開発であることは注目すべきであつて、さきの丈部為延と基本的に一致している。これらの十一世紀の村落のなから成長してきた新しい有力田堵層は、九・十世紀の国衙権力とむすぶ開発という方向で克服しつつあつたのである。このような開発形態があらわれてくるということは、十一世紀の村落の共同体的諸関係の発展にもとづくと思われるのであるが、その問題に入るに先立って、石井庄の古志得延について考えておくことにする。得延については、彼が庄司によつて「朝夕召仕」われる田堵であつたということから、田堵の属性をめぐつて多くの説が出されている。⑩ここではなぜ彼が「比郷」より来住して庄司としばしば衝突を繰りかえしながらも庄内の二十町の開発を請負うにいたつたか、また開発後なぜ浪人と共に逃散するにいたつたかを考えたい。

石井庄は天曆四(九五〇)年の東大寺封戸荘園并寺用帳(二四二号)に「頸城郡石井庄田六五町一段七三步」とあるのを初見とし、長徳四(九九八)年の東大寺諸国荘家田地図録

(三七二号)にも略同文でみえ、おそらくは十世紀をさかのぼること程遠くない時期に成立した荘園であったと考えられる。得延といろいろな意味で密接な関係をもった兼算は永承七(一〇五二)年に庄司となったが(八七三号)、庄司として庄民から所当を收取する問題についてはすこぶるきびしかった。天喜二(一〇五四)年には庄民得妙・興日の宅に侵入して暴力的に宅内の雑物を取りたてたこともあり(七一六号、天喜四(一〇五六)年には東大寺から「恣好・猛悪

政こみこのため住民がごとごとく逃散すると詰問され、彼が収奪したものの返却を命じ、さらに彼を庄内から追却して住民の安堵をはかるべきであるという下文さえ出される程であった(七九二号)。このような兼算の行動を彼の個性に還元するわけにはいかない。石井庄は国衙に町別三兩の田率の綿をおさめる義務をもつ不輸不入の特権を持たない荘園であって、しかも荘内には郡司の「因縁」であることを理由に庄司に従わない秦慶などの人物も居住しているありさ

まで、負担体系だけでなく社会関係においても国衙の勢力が侵透していた(八七三号)。庄内の住民はこのような同庄をめぐる政治状勢を利用して秦慶のように庄司兼算に従わず、負担の軽減と自立的地位の獲得などを目指していたわけであって、庄司としての義務に忠実であろうとすると、庄民との衝突はさげられないのである。兼算はこれらの庄民を排除してより忠実な庄民を獲得しようとした。庄民の逃亡後、東大寺の指示が出される前に、彼自身の判断によって信濃国から浪人を招き寄せていること(八七三号)はこのことを示している。

以上のような状況が同庄で得延が活動する背景をなしていた。彼は庄の「比郷」に居住する二十町余の開発料をみづから下しうる程の蓄財をもつ有力田堵であって、その本拠地においては、さきに見た丈部為延以下と同じような階層に属したものと推定される。兼算が彼の従者を馬盗人として国衙に訴えるような必ずしも自己に忠実ではない得延を「朝夕召仕」わざるを得なかったのは、さきに見たような庄民との対立のあることと、得延の場合は、兼算のもとで荒廃しつつある庄田の再開発を請負い、これによってそ

の地域に作手を確立しようという意図をもっていたからである。得延は庄民逃亡後の庄地において、自らの蓄財を投下して兼算が招き寄せた浪人を使役して二十町を開発した。だが、上述の石井庄の状勢は築瀬村の為延の開発と同じではない。得延は為延が得ていたような開発後の権利を保証されていなかった。再開発後、ただちに国衙から田率の綿や荘園の地子を課せられていることはこのことを示している(八七三号)。さらに、彼の開発にあたって使役した浪人が庄司によって招き寄せられたことからうかがえるように、<sup>⑨</sup>荘園との間に隸属関係をもつものであって、彼自身の私的な労働力ではなかった。得延は「農業経営の専業者」としてその能力と財力を利用されたにすぎないのである。得延は開発地に作手を得て庄内の農奴主となってゆく道をはばまれて浪人と共に信濃国に逃亡してゆく。彼の挫折は国衙と荘園と有力田堵層の利害の入り組んでいた石井庄において——不輸入権をもたぬ荘園では多かれ少かれ共通した政治状況と考えてよい——庄司との結合を基礎にして荘園に隸属する浪人を使役することによって、庄内に地位を築こうとしたことにあるといえるのである。

以上のような古志得延と丈部為延の二つの開発形態にはあきらかな差異がある。為延の開発はその後に一族から郡司源俊方(丈部を改姓)が出て活躍していることから推測してまず成功したものと考えてよい。得延と為延の開発の成否は、一つには為延はその後の作手をも保証された完全な請負開発であって、その労働力も彼自身の支配するものであったことが推定されるのに対して、得延のばあいは地利免除もなく作手所有の特権が保証されていたかどうかとも疑わしく、その労働力も荘園の支配する浪人であったことに求められる。だが、このような事態の背景に、両者の開発地域の村落に対する関係の差のあることを認めないわけにはゆかない。得延は兼算の行動から判断して石井庄内の住民とは無関係に開発をすすめた可能性がよい。一方為延のばあいは在村の刀禰としての伝統をもち、その開発はおそらく村落と密接な関係をもっていたと考えられる。このことがやがて彼の一族から郡司を出す理由でもあるだろう。最近の研究において、十一世紀には中世的な村落共同体が形成されてくること、その共同体が家父長的な名主層とそれ以下の農民との二重の構造をもっていること、<sup>⑩</sup>などがあ

さらにされ、本来、村落共同体とは無関係であった荘園制を「克服して、土地保有農民の小経営を基軸とする村落共同体を形成するその克服の具体的な担い手として在地領主の経営の展開と政治的行動とがみとめられる」ことが指摘されている。為延は右のような「在地領主」の方向をめざすものであった。

以上のような関係をみとめるならば、十一世紀の在村の大名田堵の開発をささえたものが、彼自身の経営——下人所従・犁・牛馬・私財の所有——と共に、この時期の村落共同体の構成員の動向にあるといいうるであろう。九世紀以来、小規模ながら田代や荒廃田の開発を通じて治田所有者としてそれぞれの地域に定着し、それを通じて村落共同体を形成しつつあった小名田堵層との結合こそが大名田堵層の開発の成否を規定していたといわなければならない。

① 戸田氏の「中世初期農業の一特質」においてもそうであるし、古島敏雄氏の『家族形態と農業の発達』でも同様である。なお大名田堵と小名田堵の区別については、前節註⑩および補註参照。

② 飯高宿禰諸高・飯高公笠目・飯高息足らがその例で、続日本紀や大日本古文書にしばしばあらわれる。大日本古代人名辞典一五三—四頁参照。

③ 飯高朝臣永雄公常比麻呂などがその例で、続日本後紀にはとくに多い。

④ 前節註⑩参照。

⑤ 藤岡謙二郎編『河谷の歴史地理』三八—八四頁ならびに復原図。

⑥ 谷岡氏の復原図によると、この地域には現在も聚落が営まれている。

⑦ このような治田開発の形態は、それが同時に行われた場合とは違って、そうであるが、そうでなくともその後の農業生産において共同的な諸関係をもたらすことは、水利その他の面から考えてありうることであり、そのような日常的な生産を通じての接触が村落共同体成立の端緒的な契機となり得たと考えられる。

⑧ 高尾子は前々齊宮乳母であり、一族の嶋人らとともに「除病延命」のために五筆一町九段三五〇歩を寄進しているが、五筆のうち三筆が略一円的で他の二筆は近くに小規模の地片として存在している。平安遺文第一卷三九三頁参照。

⑨ 高尾一彦「平安時代の名田経営について」(『日本史研究』三〇号)二六—七頁。

⑩ 藤間生大『日本庄园史』、亦永貞三『奈良時代の貴族と農民』、亀田隆之『古代水利の一考察』(『律令国家の基礎構造』)、原秀三郎「八世紀における開発について」(『日本史研究』六一号)等参照。

⑪ 多氣郡十六条五相可里31・32坪の島は天慶二年に前々齊宮寮大允百濟永珍の施入したものであるが、以後十四年をへた天曆七年の段階では仏子仁増が居住している。

⑫ 下人所従などの隸属民の歴史的性格をめぐる石母田・安良城・黒田・永原・戸田・河音氏らの論争を含む学説史は、本文にのべたような単純な理解を許さない深さをもっている。この問題については別稿において検討するが、ここではそれらの隸属民を大名田堵の家長長的支配の体制のなかでの半ば自立的な隸属民であって、人身的に家長長的支配をうけて労働力の提供の義務を負いながらも、自己の経営を一定の土地に対して行うものとして把握し、広義においては大地所有に對立する小経営という生産関係のなかにおかれた農奴的隸属民の一形態

と考えておく。

⑬ 拙稿八・九世紀における私出挙について(『律令國家の基礎構造』)

⑭ 拙稿「郷司制成立に関する若干の問題」(『ヒストリア』二三号)。

⑮ 石母田正『中世的世界の形成』(二〇五—七)。

⑯ 大神宮雜事記一、宝龜四年九月廿三日・同六年六月五日・仁和三年正月十日の各条。

⑰ いずれも四至のみを記載する請文であり、一円地であったことは疑いない。

⑱ 村井康彦前掲書二九八頁。氏が得延が兼算に「朝夕召仕」われたと記載されているのは支配者の論理であると指摘されたのはその通りであると思う。だが、石井庄の政治関係が兼算と得延の間に右のような表現をとらせる特殊な事情があったことは後述の通りである。

⑲ 従来論考では、浪人を招寄したものが得延であると考えられている。だがこのことは正しくない。庄司が政策としてこれを行っているのであって、このばあい得延も何らかの役割を果たした可能性は予想される。だがその主体は兼算であり浪人は荘園に隸属する労働力なのであった。

⑳ 豊田武『初期封建制下の農村』(兄玉幸多編『日本社会史の研究』)、石母田正『封建制成立の二・三の問題』、『古代末期政治史序説』上、黒田俊雄『中世の村落と座』(『神戸大学研究集録』第廿集 河音能平、『中世社会成立期の農民問題』(『日本史研究』七一号など)。

㉑ 黒田俊雄『村落共同体の中世的特質』、『封建社会と共同体』(三五頁)

#### 四 荘園・国衙の開発

荘園領主の支配下で行われる開発は、前述の農村の諸階層に依存するものであって、彼らのもつ開発に対する期待と要求を基礎として彼らを組織し、それぞれを実現できる

体制と政治性をもつこと——いわゆる勸農——が最大の課題である。その意味では荘園領主に主導される開発は農民諸階層によって規定されている。

紀伊国那賀郡の名手庄は紀ノ川の北岸に位置する荘園であるが、延久四(一〇七二)年の石清水八幡領の荘園整理に関する太政官符(一〇八三号)によると、この庄はもと藤原頼貞の所領であったが「無寄宿之公民、所在田畠已荒蕪、頼貞相伝所領、依無私力不能耕作」という理由で、康平七(一〇六四)年に石清水に寄進された。頼貞は従五位下皇后宮少進を極官とする下級官人で(尊卑分脈二の四四六頁)、彼がこの庄の領主となったのは、祖父棟利が紀伊守の在任中(同上)に得たのを相伝したからであろう。真作流の末流に属し彼自身も皇后宮少進にとどまった非力の下級貴族である頼貞では、私力なきため庄経営を十分行いえなかったということは察しがつく。石清水領となった後も積極的な開発をみることなく、延久の段階でも「徒為空閑之地……荒廢顯然」たる状況であったため、ついに収公される。収公後も事態はかわらなかった。第二表に掲げたように、嘉承二(一一〇七)年の官宣旨案(一六七〇号)に



よれば、見作田はわずか三町余で大部分が田代であった。このことは当時の開発が自然発生的なものではなく、弱小貴族が領家である場合も有力寺社が本所であっても国衙が支配していても、それらが開発に対して積極的な態度をもたず、またそれを推進する力量を持たない場合においては、一向にすすまないことを示している。

荘園領主の積極的开发をしめす十二世紀初頭の例として、寛鑊の例をあげることができる。彼についてはすでに赤松俊秀氏の示唆に富む分析があるので詳細については省略し、ここでは石手庄を中心として考えたい。この庄は立庄以前は石手村とよばれ(二〇八一号)、同庄文書相伝次第(二〇八二号)によると、かつて荒川権大夫と称された那賀郡司日置為世の先祖相伝の所領であり、長暦二(一〇二八)年に伴朝臣兼時に譲られ、次に弘田庄前司紀利任の所有するところとなったが、彼が永保元(一〇八一)年に「慮外之事」によって逃散するとき公験を庭田庄司伴時通に預け、さらに時通は要用のためこの文書を質として出挙米を借り、その債務が果せなかったので国司であった藤原公重(尊卑分脈の一四七頁)に寛治五(一〇九二年)に譲渡し、ついで平為里が公

重よりこの村を得るが大治元(一一二六)年に下司職を留保して寛鑊に寄進し、ここに石手庄が成立する。かくして成立した石手庄は大治四年の段階で見作田約三十町・荒田約十町・田代五十町であって、さきの名手庄に比較すれば開発されてはいるがなお多くの開発予定地を残していた。約三十町の見作田を維持し得たのは、この村が郡司や庄司などの在地の有力者に所有されていたことによるものであろう。その一方で五十町の田代のあることは、もとより彼らの開発能力の限界であったのかも知れないが、一世紀たらずの間に七人もの相続とは考えがたい形での所有権の移転があるという、在地の大名田堵層の不安定な事情によるものであろう。

寛鑊が得たのはこの村の四室内の未開地のみであって、見作・年荒の田や畠は国衙の支配に属した(大治元年八月序寫、一七九四号)。したがって彼の庄経営は開発から始まるのであるが、事態は彼の考え通りにはすすまなかった。その理由は「浪人田民」らがこの庄は国免であって勅免ではないとして、開発しようとしないうちにあった(一一八二六号・一八四七号)<sup>③</sup>。国免ならば国司の遷替によって収公される可能性が

あり、開発にともなう諸権利が否定されかねない危険性があるからである。浪人・田民らは労働の結果が法的に保証されないかぎり、覚鑿のすすめにもかかわらず開発しようとはしないのである。このような要求に対して彼は宗教者としての地位を利用して活躍して所期の目的を達し、天承元（一一三二）年には当初国衙の支配に属していた既開地である市保も庄の四至内にあるという理由で庄田とするにいたっている（二二〇号）。

浪人・田民らがそれによって開発に参加するか否かを決める諸権利とは、先述の丈部為延の場合にみたような作手の確保とその他の負担量に関するものであろう。開発に参加する側の期待はこの点にかかっていたとみてよい。荘園の開発に浪人を招寄する例は数多いのであるが、彼らの開発参加の理由もまたこの点にあった。有名な浪人を使用して開発した伊勢国の川合・大國庄では、天長九（八三二）年・斉衡三（八五六）年の二度にわたって飯野郡の浪人を宛行せられるが、承平二（九三二）年の段階では彼らは庄地を「私治田」と号して二四町五段余を隠作していた（二四二号）。承平の段階ではこれらの「私治田」は領主側に没収

されるのであるが、浪人層が荘園の開発への参加に対して何を期待していたかはあきらかである。治田所有または作手の保持を通じて生活の本拠を確立し、経営の安定と拡大をはかることこそが荘園領主の開発に参加する所以であり、十二世紀初頭の石手庄では、そのような権利の保証なしには開発を拒否するまでに生長している。このような農民層の成長こそが村落共同体成立の客観的な基礎でもあった。したがって十二世紀の荘園領主の主導的に行う開発は、たんに覚鑿においてのみではなく、浪人・田民の要求を満たすということ抜きにしては成り立たないのである。

国家による開発の原則は十世紀の尾張国解文に「池溝修理料」という文言がみられるように形式的にはひきつがれているが、すでに実質を失って名目化していた。平安中末期にいたると、国司による任国内の開発が行われてもかつて律令制がいきっていた時代のような評価を国司に対して与えるような状況ではなくなっている。今昔物語巻二八の第四話には次のような物語がある。年来の受領であった某（氏名不詳）は、尾張守となるとき前任者の悪政のために

国内の荒蕪がはなはだしかったため善政をひいては開発につとめた。その結果、隣国の百姓が雲の如く集まりわずか二年のうちに立ち直った。それによって天皇や上達部からもその功を讃められたのであったが、物語の内容は国内の開発に成功した受領が「良吏」として顕彰されたことではなく、彼が親の代から殿上人ではなく宮中のしきりに通じなかったため、若い殿上人から物笑いの種にされ嘲弄される有様をえがいたものである。このような物語の背景に、中央の貴族社会では実直な「良吏」としての能力はすでに問題ではなく、宮中の儀式に通暁しているかどうか官人としての評価の基準となっている事情を考慮することができる。

右のような中央貴族社会のあり方と国司が受領として任期中に私富を蓄積するのを通例とする風潮が重層する。国衙が国内を主導的に開発してゆくことはすでに問題ではなく、何らかの方法で官物——同時に私物——をより多く獲得するための方法の一つが開発であるにすぎなくなる。このような国司のあり方のもとの開発は、荘園のばあいと質的に共通しており、開発が行われるとしても請負

開発の形態を主とするものとならざるを得ない。このような国衙の開発に対する政策を典型的に示しているのは、播磨国赤穂郡大掾の秦為辰のばあいである。<sup>④</sup>

為辰は私領久富保内の開発を行うにあたって、国衙に請うて郡内の人夫五千人を動員して荒廃した用水路を修理すると共に、あらたに土樋・木樋・墜道などを設けて荒田五十町を再開発し(一一三号)、さらにおそらくは同様の方法で三十町余をも旧溝の修築によって再開発している(二七一号)。為辰がこのような開発を行うにいたったのは、久富保が名主層に預作されていて、預作経営のもとでの名主層の預作地拡大の要求とその自立性の強化に対して、為辰が久富保の支配のためには一面で名主層の要求をうけ入れながら一方で直営地の拡大を意図したとされる宮川満氏の推定は<sup>⑤</sup>おそらく正しいであろう。問題は、為辰がその私領を開発するために郡大掾としての政治的地位を利用し、しかも国衙がそのような利用をみとめたことである。国衙のもっていた人夫徴発とその使役の権利を、私領の開発に利用するというこの開発のあり方は、国衙による請負開発の一つの型であるとい得る。このような開発を認めるとい

ことは、久富保が官物納入の義務を負う土地であり、同保の開発が結果的に官物の増大をもたらすということによるものであろう(一一七一号)。官物納入の義務を負い不輸不入の権利をもたない私領または荘園であれば、国内の開発はそれがどのような形態をとるものであっても国衙としては奨励さるべきものであったのである。

為辰のように国衙権力を利用するにいたらないまでも、大名田堵による請負開発は平安中末期における国衙領内の開発の主流をしめたと予想できるのであるが、国司が開発や耕地の維持に全く関与しなかったと考えることはできない。右手庄における覚鏝と浪人・田民や、久富保における為辰と名主層と同様の関係は、国衙と国衙領内の農民との間にはたらいっていた。その一例として、紀伊国那賀郡での山崎庄と国衙の紀ノ川の取水口の改築をめぐる紛争を考えたい(永曆二(一一六二)年紀伊国在庁官人陳情案 三一五三号)。

紛争の内容は次の通りであった。永曆元年八月の暴風雨のために山崎庄下流の公田五百町余の灌漑のための紀ノ川の取水口である綾堰が崩壊した。そのため国衙ではもとの堰の上流に新堰をつくったが、このために山崎庄の畠二段

余が失われた。荘園側ではこの事件を「目代并在庁官人等」が「数多軍兵人夫」をひきいて庄内に乱入し「令損亡巨多作田畠」めたと訴えたのであるが、国衙ではかつて前司季範のとき綾堰を築造したときには在家十余宇と畠十余町が失われたのであるが、このときは荘園側から何の訴えもなく、今回はそれに較べて僅かな面積しかつぶしていないのに訴えるのは理解し難いし、軍兵を率いて乱入した事実はないと反論している。双方の主張のいずれが事実であるかはここでは問題ではなく、このような紛争の背後にある関係が問題である。

前司季範は源季範であって、鳥羽院の滝口として出任してから鳥羽院と緊密な関係にあった人物であり、久安四(一一四八)年に紀伊守となり仁平二(一一五三)年に周防守となっている(尊分脈三の三七二頁)ことからみると、山崎庄が長承元(一一三〇)年に覚鏝の所領として成立して間もなく、季範のもとで大規模な工事が行われたわけである。立庄後間もない山崎庄に、国衙が在家や畠を失わしめるような工事を行っていたのは、荘園の基礎がまた固まっておらず、院と密接である国司の政治力と国衙のもつ公権力に荘

園側が抗し得なかつたからでもあろう。このような工事を  
行ふにいたつた国衙側の契機にはさきにみた官物収取の拡  
大という要素を考慮する必要のあることはいうまでもない。  
もとより、この工事が国衙領内の農民にとって耕地の安定

化と経営地の拡大をもたらすものであり、しかも、他領内  
への大規模な工事は農民諸階層のみの力によつては果し得  
ない問題でもあつた。したがつてこの工事の背後には国衙  
領内の農民層の要求と期待がこめられていたと考へてよい。

永曆二年の紛争は、若干の誇張を含むとしても荘園側のい  
う「数多軍兵人夫」が乱入したということはおそらく事実  
であり、国衙のいうようにただ少数の人夫だけが工事のた  
めに入ったということは当時の一般的状态からみていい逃  
れにすぎないことはあきらかである。むしろ、それなしに  
はその年の農耕生活がなりたたない取水口の修築について  
は、だれよりも農民層がその必要を切実に要求していたわ  
けであつて、彼らの強力な示威があつてこそ、すでに荘園  
として確立していた山崎庄内の畠のとりこわしという作業  
は、はじめて可能であつたのである。したがつて、この紛  
争は国衙と荘園の紛争という以上に国衙領内の農民と荘園

領主との対立であり、国衙は領内農民の要求に従つて行動  
したとみるのが正しいであろう。その限りでは、取水口の  
改修を求めると国衙領内の農民諸階層こそがこの紛争の真の  
主体であつたのである。

以上、一般農民の動向を中心に平安期の開発を考へてき  
た。だが、本稿はこの時期の開発を考へるためにはなおす  
こぶる一面的であることを認めたいと思う。農民の側から  
開発を考へるということが一面的ではなく、これらの  
農民層の動向に対して、支配階級・国家権力がどのように  
対応し、そのような対応を通じて彼らがどのような歴史的  
変貌をとげていくかという課題が残されたままになってい  
るからである。たとえば、農民の水便の地に対する小規模  
開発と天長年間の和泉や山城での「民望」によつて池が造  
築される(『日本後記逸文』天長三年正月丙申条・同八年二月戊寅条。こ  
との関係などの、支配者の側からの農業生産発展のため  
の社会的機能、いわゆる「勸農」の問題について、ほとん  
ど触れていない。

だが、「勸農」行為は、すぐれて階級・権力の問題<sup>⑥</sup>その

ものである。たとえば、国衙の所持していた勸農機能を部分的に継承して在地に対する支配権をつよめた、などということは、勸農についての何ら本質的な問題ではない。

問題は勸農そのものがそれぞれの段階でのどのような矛盾と対立のなかから行われるか、勸農に動員された農民層がそれぞれの勸農に何を期待しつつ参加して行くのか、またその結果が彼ら農民にとって何を解決し、何を解決しなかったのか、という課題を明らかにすることにある。本文との関係でいえば、丈部為延の開發が一応成功したと考えられるのに対し、古志得延のそれが失敗したのはなぜか、覺鑊の開發が浪人・田民らの国免荘ではそれに参加しないという態度によって停滞を余儀なくさせられるなどということとは、勸農という問題を、それぞれの条件での矛盾と対立のあり方から離れては考え難いことを示唆している。つまり、勸農という課題は領主制成立史の視角からではなく、勤労人民の生長と斗争の視角から位置づけられるべき問題である。勸農行為に農業生産の発展についての前進的意義をみとめ、階級間の相互依存・相互補完的關係を考える傾向がもし存在するとするならば、問題の本質をおおいかく

し、このような勸農を組織指導した領主層の歴史的役割を必要以上に強調する結果をもたらすこととなる。この点で、かつて古代から中世への変革をめぐって行われた石母田・鈴木論争の問題点を改めて発展させる必要がある、勸農はそのもつとも具体的な課題の一つであると考える。本稿は右のような課題に接近するための一つの作業でしかないのである。

① 赤松俊秀「覺鑊とその時代」(『歴史と人物』)。

② (長治元年) 紀伊郡崇敬寺別当頼慶讀文(二六二八号)に木本庄での庄司頼慶と三河守有政の抗争の際に、有政の使となりまた彼から給田を得ていた人物に「為里」というものがある。同時代・同地域の同名者であるところから同一人物である可能性があり、もしそうであるならば「石手庄文書相伝次第」の紀利任などと共に、十一世紀の紀伊地方の在地領主の構造と政治的行動を考える有力な材料の一つとなる。

③ 一八二六号では「浪人田民」一八四七号では「田民」とだけ記されていることは、赤松氏の指摘されている通りである(前掲論文)。なお十一世紀の段階では「浪人」と「田民」をその存在形態の面からとくに区別する必要はない。村井氏前掲書二四六―二五三頁参照。

④ 泰為辰については宮川満氏の「播磨国矢野庄」(柴田実『庄園村落の構造』)に詳細な分析があり、石母田正氏も「封建制所立の二三の問題」(前掲書)において宮川氏の見解を支持しながら独自の分析を加えている。

⑤ 宮川 前掲論文第二章第三節。

⑥ 石母田氏は④の論文においてエンゲルスの指摘する階級社会の成立

に際しての共同体の社会的機能と共同体内部の階級分化の二つの要件を、そのいずれかが規定的に作用する二つの道としてではなく二重の關係として理解すべきことを提唱されている。このことは論理的にはその通りであると思う。しかし、この点をその後の歴史過程の全体におよぼすことはできないし、もし、社会的機能をとくに重視するならば、国家権力を物神化する危険性をも孕むこととなる。第一次の農業共同体のもっていた社会的機能としての勸農と階級社会での支配階級の行う勸農とは、同じく勸農ではあってもそれのもっている歴史的意思は全くことになっており、中世的領主の成立を彼らのもっていた勸農的役割を基礎にして考えることはできないと思う。

⑦ 最近の勸農に関する論考は殆んどこのような視角から行われているといえる。戸田芳実「中世成立期の所有と経営」(『日本史研究』四七号) 大山喬平「国衙領における領主制の形成」(『史林』四三の(一) 工藤敬一「鎌倉時代の領主制」(『日本史研究』五三三号) 石井進「平氏・鎌倉兩政權下の安芸国衙」(『歴史学研究』二五七) 等。これらについ

ての検討は別稿にゆずりたい。

⑧ 石母田氏の『中世的世界の形成』に対する鈴木良一氏の批判(『敗戦後の歴史学における一傾向』『思想』二九五号)と石母田氏の反批判(『封建制成立の特質について』『増補中世的世界の形成』所収)。

(大阪電気通信大学助教)

補註

本稿作成後原秀三郎氏の「田使と田堵と農民」(『日本史研究』八〇号)に接した。貞観元年の依知庄檢田帳を素材とし、田堵を階層一般の名称としてではなく、荘経営上の一定の義務を負わされた職名として把握し、在地の政治状況のなかでの田使・田堵・農民の動向を克明に分析したもので、研究史の上で注目すべき力作である。氏の分析視角と問題提起には教えられるところが大きい。平安全期の田堵のなかでの九世紀の田堵のしめる位置、たとえば公領田堵との關係や十一世紀以後の大名田堵と小名田堵の区別の問題などについては主題の關係もあって触れられてはいない。氏の問題提起をも含めて田堵について改めて考えたいと思っている。

## Some Problems of Cultivation in the *Heian* 平安 Era

by

Akira Yoshida

The *Heian* 平安 period is the transition period from the nationwide and large scale cultivation indicated by the enforcement of *Jôri* 条里 system of the *Ritsuryô* 律令 state to the small scale cultivation under the manorial system. At that time the main object of cultivation was *Tashiro* 田代 left as an inheritance of *Jôri* system and wasteland continuously reproduced organically, both were comparatively easy to cultivate. To these objects of cultivation, general peasantry is suitable, and this continuous cultivation strengthens their right of land as a *Jiden* 治田 owner and also their class progress by their settlement in each area, which largely regulates the cultivation of manorial lords, *Kokuga* 国衙 as well as residents of influence.

In this article, aspects of the cultivation in this time are mainly considered from these points of view.

## An Interpretation of *Liang-chia* 良家 between *Han* 漢 and *T'ang* 唐

by

Minoru Katakura

There have been many splendid works on the social standing system in the ancient China, which they explained in its good entirety, though each concrete problem was not fully explained.

In this article, the word *Liang-chia* 良家 will be examined, found here and there in the documents between *Han* 漢 and *T'ang* 唐, which shows that the word *Liang-chia* means the lineage with a certain condition that there can be certified no person above *Tai-kung* 大功 who comes under the *Chê* 讎 of *Ts'i-k'o* 七科. Thus sons and daughters of the family innocent over three generations in the longitudinal lineage could be officials of court or court ladies of harem as members of *Liang-chia*. Whether a person be of *Liang-chia* is mainly considered